

## 次期山形県男女共同参画計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

令和3年3月策定の「山形県男女共同参画計画」及び「第4次山形県DV被害者支援基本計画」、令和6年4月策定の「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」が令和7年度末で計画期間終了となる。

このため、これまでの取組みの成果と課題、社会情勢の変化、国の第6次男女共同参画基本計画策定の動向及び「令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査」の結果等を踏まえ、次期「山形県男女共同参画計画」を策定する。また、本県の男女共同参画社会の実現に向けて、関係機関が連携し関連する施策を一体的に推進する観点から、「山形県DV被害者支援基本計画」及び「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を「山形県男女共同参画計画」に統合する。

### 2 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

### 3 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項及び「山形県男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく都道府県男女共同参画計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第1項に基づく都道府県推進計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第1項の規定に基づく都道府県基本計画
- 「第4次山形県総合発展計画」の男女共同参画分野における個別計画

## 4 現行計画策定後の社会情勢の変化

### (1) 県内外の情勢の変化

- ① 急速な人口減少と少子高齢化、若年女性の県外流出と東京一極集中の加速化
- ② 「若者・女性にも選ばれる地方」を目指す「地方創生 2.0」の動き
- ③ 地震や大雨など自然災害の頻発化・激甚化に伴う、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策意識の高まり
- ④ 生成AIの活用やリモートワークの普及等デジタル化の進展、リスクリングの取組みの拡大
- ⑤ 「年収の壁」など働く女性をめぐる税と社会保障の見直しの動き
- ⑥ 選択的夫婦別氏制度に係る世論の活発化
- ⑦ 生活困難、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など女性をめぐる課題の多様化・複雑化
- ⑧ 同性婚訴訟や自治体独自のパートナーシップ宣誓制度の導入など、多様な性的指向・性自認を持つ人々をめぐる社会の動き

### (2) 関係法令の改正等

- ① 男女共同参画社会基本法の改正
  - ・ 国及び地方公共団体の基本的施策の強化、男女共同参画センターの法的位置づけ (R7.6.27 施行)
- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正
  - ・ 101人以上の事業主に、一般事業主行動計画の策定等を義務化 (R4.4.1 施行)
  - ・ 301人以上の事業主に、男女間賃金差異の公表を義務化 (R4.7.8 施行)
  - ・ 法律の有効期限を10年間延長 (R8.3.31→R18.3.31) 及び女性の職業生活における活躍推進に当たり留意すべき事項として「女性の健康上の特性」を追加 (R7.6.11 施行)
  - ・ 101人以上の事業主に、男女間賃金差異及び女性管理職比率の公表を義務化 (R8.4.1 施行)
- ③ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正
  - ・ 産後パパ育休の創設 (R4.10.1 施行)、対象者への個別の制度周知を義務化 (R4.4.1 施行)
  - ・ 柔軟な働き方のための措置 (テレワーク、短時間勤務等) を義務化 (R7.4.1 施行)
- ④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定 (R6.4.1 施行)
  - ・ 女性一人ひとりのニーズに応じた包括的支援のため民間団体等との協働促進
- ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正
  - ・ 重篤な精神的被害に対しても保護命令制度を拡充 (R6.4.1 施行)
- ⑥ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定 (R5.6.23 施行)
  - ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進
- ⑦ 刑法及び刑事訴訟法の改正
  - ・ 強制わいせつ罪・強制性交等罪を不同意わいせつ罪・不同意性交等罪とし構成要件を拡大 (R5.7.13 施行)